

京都市上下水道局告示第26号

京都市指定下水道工事業者から京都市指定下水道工事業者規程第9条第2項第1号の規定に基づき代表者の変更届出がありましたので、同規程第31条第1項第4号の規定に基づき告示します。

平成22年11月11日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 西村 京三

1 届出業者名等

京都市南区東九条西明田町48番の7

株式会社京阪水道総合設備

代表取締役 向井 義典

2 変更事項（代表者の変更）

向井 義男から向井 義典に変更

（上下水道局下水道部管理課）